

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第3条の規定に基づき、事後審査型一般競争入札（郵送方式）について次のとおり公告する。

令和6年4月12日

旭川市長 今津 寛介

1 入札に対する工事の内容

- (1) 入札番号 20 番
(2) 工事名 雨紺小学校受変電設備ほか改修工事
(3) 工事場所 旭川市神居町雨紺
(4) 工期 契約締結の日の翌日（21(3)を参照。）から令和6年9月30日まで
(5) 工事概要 次のとおり
 高压ケーブル改修、受変電盤及び防災設備の改修並びに屋体耐震改修に伴う
 電気設備
(6) 設計金額 10,930,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市における電気工事の入札参加資格が、A等級に格付けされていること。
(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
(3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
(5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係・人的関係については21(4)参照。）
(6) 公告の日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。）に加入していること。
(7) 公告の日において、旭川市建設工事等競争入札参加資格者名簿に「11市内」で登録されていること。ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合にあっては、組合員の過半数が旭川市内に登記簿上の本店を置く者に限る。

3 入札の参加申請

この事後審査型一般競争入札（郵送方式）に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書及び資料を提出し、市長から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ア 事後審査型一般競争入札（郵送方式）参加資格確認申請書（様式1）
イ 資本関係・人的関係調書（その2）（様式2）
 ただし、資本関係・人的関係がない者は、イの提出を要しない。

ウ 設計図書購入確認書

エ 工事費内訳書

なお、中小企業等協同組合法第3条に規定する組合にあっては、指示した提出書類のほかに指定する組合員名簿を提出すること。

(2) 提出方法

入札書とともに郵送すること。（持参又はファクシミリによるものは受け付けない。）

提出書類は以下の順序により、左上をステープラ（ホッチキス）で綴じて封筒に入れてください。

①入札書、②事後審査型一般競争入札（郵送方式）参加資格確認申請書、③資本関係・人的関係調書（その2）（※提出が必要な場合）、④工事費内訳書、⑤設計図書購入確認書

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は開札後に行うものとする。

(4) 提出書類様式の入手方法

4(1)イにおいて公告の日から令和6年4月26日（金）の期間中無償で配布するほか、下記アドレスのホームページにおいてダウンロードできる。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/567/index.html>

(5) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 市長は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は返却しない。

4 見積用設計図書の閲覧等

(1) 本工事に係る見積用設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間 令和6年4月12日（金）から令和6年4月26日（金）までの旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

イ 場所 〒070-8525

旭川市6条通10丁目

旭川市総務部契約課工事担当

電話 0166-25-9701

FAX 0166-26-1323

(2) 入札に参加しようとする者は、上記閲覧期間中、次のいずれかの販売店で設計図書を購入すること。

ア 販売店 旭川市1条通4丁目右2号

山岸青写真㈱

電話 0166-23-1111

FAX 0166-23-1170

営業時間 午前8時30分から午後5時30分

定休日 毎週土曜日・日曜日・祝日

イ 販売店 旭川市東8条6丁目5番10号

（有）旭川コピーセンター

電話 0166-29-2577

FAX 0166-29-2578

営業時間 午前8時30分から午後5時30分（土曜日は午前8時30分から正午）

定休日 毎週日曜日・祝日

(3) 購入方法

ア 別紙、設計図書購入申込書をファクシミリにより販売店に送付し、購入申込みをする

こと。

イ 販売店から販売日時及び販売額について電話連絡があるので、指定された日時に設計図書購入申込書を持参し、販売店で購入すること。

ウ 購入時には、販売店から設計図書及び設計図書購入確認書を受領すること。（設計図書購入確認書は入札書とともに郵送すること。）

なお、入札参加資格がないと認められたときであっても費用は返還しない。

(4) 設計図書に対する質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出期限 令和6年4月24日（水）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出方法 4(1)イに電話連絡の上、ファクシミリにより提出すること。

(5) (4)の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、下記アドレスのホームページにおいて公表する。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/567/index.html>

ア 閲覧期限 令和6年4月26日（金）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

イ 閲覧場所 4(1)イに同じ。

5 入札方法

(1) 事後審査型一般競争入札（郵送方式）の入札は、郵送によること。（持参又はファクシミリによる入札は認めない。）

(2) 入札回数は1回とする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札書等の郵送方法等

(1) 入札書等の郵送方法

入札書、設計図書購入確認書、申請書及び資料を封筒に入れ、配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送しなければならない。

(2) 入札書等の到達日

配達日指定郵便の指定日は、令和6年4月30日（火）とする。

（令和6年4月19日（金）から令和6年4月27日（土）までの期間に郵送手続を行うことにより、配達指定日に入札書等が到達する。）

(3) 入札書等の送付先

4(1)イに同じ。

7 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札、設計図書購入確認書及び工事費内訳書を提出しない者のした入札、旭川市建設工事等郵便入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札及び調査基準価格を下回って落札した者が当該落札に係る建設工事の完成検査結果通知書の通知日までに行った調査基準価格を下回る入札は無効とし、これらの無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

なお、設計金額を超える入札は失格とする。

8 開札

(1) 開札の日時 令和6年4月30日（火）午後1時10分

- (2) 開札の場所 旭川市役所第三庁舎1階入札室（旭川市6条通10丁目）
(3) 開札の方法
入札事務に關係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。
なお、入札結果は、落札決定後速やかに公表する。
(4) 開札の傍聴
入札参加者その他の傍聴を希望する者は、旭川市事後審査型一般競争入札（郵送方式）傍聴要領の規程に基づき開札を傍聴することができるので、開札当日、午後1時10分までに4(1)イまで申し込むこと。
なお、開札会場の都合により他の入札と併せて傍聴人は先着10名までとする。

9 落札者の決定及び入札参加資格の確認

- (1) 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者に対して入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格がある場合は、当該最低価格入札者を落札者とする。入札参加資格がないと認めた場合は、次順位入札者から順次確認を行い、落札者が決定するまで繰り返すものとする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。また、低入札価格調査制度を適用する場合において、最低価格入札者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを見落札者とする。

- (2) 市長は、入札参加資格の有無を確認した場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を記載した文書により当該申請者に通知する。

(3) くじ抽選の場合の落札の制限

くじ抽選により落札者を決定した場合において、当該くじ抽選により落札者となった者（共同企業体の構成員を含む。）は、入札同日における同一工種（各工事の入札公告2(1)（共同企業体による工事の場合は2(1)ア）で示す工事の種類のことをいう。）の他の入札においてくじ抽選の対象者となる場合（共同企業体の構成員としての場合を含む。）は失格とする。なお、くじ抽選による落札者の決定順については「旭川市建設工事等低価格落札取扱要領」第2条第4項を準用する。

ただし、くじ抽選の対象者を失格とすることにより同額の落札候補者となるべき者がいなくなる場合にはこの取扱いは適用しない。

10 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面（様式は自由）により市長に対し説明を求めることができる。
- ア 提出期限 令和6年5月2日（木）
イ 提出場所 4(1)イに同じ。
ウ 提出方法 持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）
- (2) 説明を求められたときは、令和6年5月8日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

11 工事費内訳書の提出

- (1) 旭川市工事費内訳書等提出要領により、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を指定する様式で作成し、入札書とともに同封すること。
- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

12 契約条項を示す場所

4 (1)イの場所で閲覧に供するほか、下記アドレスのホームページにおいても公表する。
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/567/index.html>

13 契約書作成の要否

契約書の作成をする。

14 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 見積もった契約金額の100分の10以上の額を納付すること。

15 支払条件

- (1) 前金払

契約金額の4割以内に相当する額を行う。

- (2) 中間前金払

しない。

- (3) 部分払

しない。

16 火災保険等付保の要否

要する。

17 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事の入札を延期又は中止することがある。
また、入札執行の際、入札者がいない場合又は入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がある者がいない場合は、入札を中止する。

なお、中止となった場合でも、申請書及び資料の作成費用並びに設計図書の購入費用は申請者の負担とする。

18 最低制限価格制度

本工事は、旭川市建設工事等最低制限価格制度実施要領による最低制限価格を設定する。

19 調査基準価格を下回る落札の取扱い

本工事は、旭川市建設工事等低価格落札取扱要領の対象工事である。

20 債権譲渡承諾の取扱い

本工事は、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する取扱要領」の対象である。

21 その他

- (1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、旭川市建設工事等郵便入札心得、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 1(4)でいう契約締結の日の翌日とは、その日が休日に当たるときは、休日を経過した最初の日とする。
- (4) 2(5)でいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会

社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（ア）一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イと同視し得る特定関係があると認められる場合

（5）落札者は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用確認要領（以下「雇用確認要領」という。）第4条から第6条までの規定に基づき、契約時に提出する現場代理人及び主任技術者等の経歴書（以下「経歴書」という。）に、契約日以前3か月以上の雇用関係を確認できる次のいずれかの書類を添付すること。

ア 監理技術者資格者証（写し）

イ 健康保険被保険者証（写し）

ウ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写し）

エ 上記で確認することができない正当な理由がある場合は、その理由を記載した申立書

なお、倒産による退職後再雇用された者の配置を規定する雇用確認要領第11条に該当する場合は、上記アからエに代え、経歴書に次の書類を添付すること。

オ 雇用期間確認免除申立書

（6）納税証明書等の提出

契約締結手続きにあたって、落札者（共同企業体にあっては、全ての構成員）は、旭川市長が落札日の属する年度の4月1日以降に交付した旭川市の市税に滞納のないことを確認できる納税証明書（写しを可とする。）を契約書に添えて提出すること。

上記の納税証明書により旭川市の市税に滞納のないことが確認できない場合は、落札決定後に正当な理由がなく契約を辞退したものとみなし、契約を締結いたしません。

なお、旭川市に納税義務のない者については、納税義務がない旨の確認を受けた納税証明交付請求書を提出すること。

（7）契約相手方が個人（法人、人格のない社団等でない）の場合、本契約における支払金額から所得税が源泉徴収されます。

（8）その他、入札に関する照会先

4（1）イに同じ。

（9）本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は、現場代理人・主任技術者等の配置に関する運用基準3（5）の要件を満たさなければならない。